

議案第67号

訴えの提起について

別紙、訴状記載の訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

収入印紙

11,000 円

訴 状

平成30年 月 日

徳島簡易裁判所 御中

原告指定代理人 内藤 雅人

同 寺橋 和彦

同 藤本 裕之

同 谷本 岳彦

同 泉 由美子

同 森 博史

同 津川 慎一郎

同 中村 健人

(送達場所)

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 濱田 保徳

電話 0885-32-2123

FAX 0885-33-3253

〒631-

奈良県奈良市

被告 A

〒773-

徳島県小松島市

被告 B

〒773-

徳島県小松島市

被告 C

貸金返還等請求事件

訴訟物の価額 金 1,069,400 円

貼用印紙額 金 11,000 円

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して金 1,129,375 円及びうち別表「元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで100円につき1日3銭の割合による金員を支払え。

- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 第2 請求の原因

- 1 原告は、被告 A（以下「主債務者」という。）に対し、次の約定で住宅改修資金を貸し付けた（以下「本件貸付」という。）。

本件貸付（甲1号証）

- (1) 貸付金額 2,700,000 円
  - (2) 貸付日 昭和56年8月29日（契約日 昭和56年8月1日）
  - (3) 利率 年2パーセント
  - (4) 償還方法 元利均等償還により、昭和56年9月29日を初回とし、以後平成8年8月29日まで毎月末金17,375円ずつ、180回に分割して償還する。ただし、初回の償還金は17,375円とする。
  - (5) 違約金 償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ100円につき1日3銭の割合。
- 2 被告 B 及び 被告 C は、原告との間で、本件貸付について昭和56年8月1日、前項に基づく貸金返還債務をそれぞれ主債務者と連帯して保証するとの合意をした（甲1号証、以下「本件連帯保証契約」という。）。
  - 3 主債務者は、本件貸付について、平成3年3月20日までに金1,998,125円を支払い、残元金が1,069,400円、未払いの約定利息59,975円となった（甲2号証）。
  - 4 被告らは、前項記載の残元金及び未払い利息について、現在に至るまで支払いをしていない。
  - 5 よって、原告は、被告ら（住所異動について、甲3号証（主債務者）、甲4号証（被告B）。）に対し、本件貸付契約及び本件連帯保証契約に基づき、請求の趣旨記載の支払いを求める。

## 別表

	回	元金	違約金起算日
1	116	15,593	平成3年5月1日
2	117	15,619	平成3年6月1日
3	118	15,645	平成3年7月1日
4	119	15,671	平成3年8月1日
5	120	15,697	平成3年9月1日
6	121	15,724	平成3年10月1日
7	122	15,750	平成3年11月1日
8	123	15,776	平成3年12月1日
9	124	15,802	平成4年1月1日
10	125	15,829	平成4年2月1日
11	126	15,855	平成4年3月1日
12	127	15,881	平成4年4月1日
13	128	15,908	平成4年5月1日
14	129	15,934	平成4年6月1日
15	130	15,961	平成4年7月1日
16	131	15,988	平成4年8月1日
17	132	16,014	平成4年9月1日
18	133	16,041	平成4年10月1日
19	134	16,068	平成4年11月1日
20	135	16,094	平成4年12月1日
21	136	16,121	平成5年1月1日
22	137	16,148	平成5年2月1日
23	138	16,175	平成5年3月1日
24	139	16,202	平成5年4月1日
25	140	16,229	平成5年5月1日
26	141	16,256	平成5年6月1日
27	142	16,283	平成5年7月1日
28	143	16,310	平成5年8月1日
29	144	16,337	平成5年9月1日
30	145	16,365	平成5年10月1日
31	146	16,392	平成5年11月1日
32	147	16,419	平成5年12月1日
33	148	16,447	平成6年1月1日
34	149	16,474	平成6年2月1日
35	150	16,502	平成6年3月1日
36	151	16,529	平成6年4月1日
37	152	16,557	平成6年5月1日
38	153	16,584	平成6年6月1日
39	154	16,612	平成6年7月1日
40	155	16,639	平成6年8月1日
41	156	16,667	平成6年9月1日
42	157	16,695	平成6年10月1日
43	158	16,723	平成6年11月1日
44	159	16,751	平成6年12月1日
45	160	16,779	平成7年1月1日
46	161	16,807	平成7年2月1日
47	162	16,835	平成7年3月1日
48	163	16,863	平成7年4月1日
49	164	16,891	平成7年5月1日
50	165	16,919	平成7年6月1日
51	166	16,947	平成7年7月1日
52	167	16,975	平成7年8月1日

	回	元金	違約金起算日
53	168	17,004	平成7年9月1日
54	169	17,032	平成7年10月1日
55	170	17,060	平成7年11月1日
56	171	17,089	平成7年12月1日
57	172	17,117	平成8年1月1日
58	173	17,146	平成8年2月1日
59	174	17,174	平成8年3月1日
60	175	17,203	平成8年4月1日
61	176	17,232	平成8年5月1日
62	177	17,260	平成8年6月1日
63	178	17,289	平成8年7月1日
64	179	17,318	平成8年8月1日
65	180	17,193	平成8年8月30日
合計		1,069,400	

## 証拠方法

- 1 甲 1 号証 住宅新築資金等貸借契約書
- 2 甲 2 号証 計算書
- 3 甲 3-1 号証 住民票（主債務者）
- 4 甲 3-2 号証 改製原戸籍抄本（筆頭者 ）
- 5 甲 3-3 号証 改製原戸籍謄本（筆頭者 ）
- 6 甲 3-4 号証 除籍謄本（筆頭者 主債務者）
- 7 甲 3-5 号証 改製原戸籍抄本（筆頭者 ）
- 8 甲 3-6 号証 除籍一部事項証明書（筆頭者 ）
- 9 甲 3-7 号証 改製原戸籍謄本（筆頭者 主債務者）
- 10 甲 3-8 号証 戸籍全部事項証明書（筆頭者 主債務者）
- 11 甲 3-9 号証 戸籍の附票（主債務者）
- 12 甲 4-1 号証 改製原附票（被告B）
- 13 甲 4-2 号証 戸籍の附票（被告B）

## 付属書類

- 1 訴状副本 3 通
- 2 甲号証（写し） 各 4 通
- 3 証拠説明書 4 通（正本 1 通 副本 3 通）
- 4 代理人指定書 1 通